

議案第 9 号

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 13 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例  
杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和 57 年杉並区条例第  
38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう下高井戸館の項中「杉並区下高井戸三  
丁目 3 1 番 1 1 号」を「杉並区下高井戸四丁目 1 6 番 4 号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 杉並区行政財産使用料条例（昭和 50 年杉並区条例第 44 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第 2（2）杉並区立ゆうゆう下高井戸館の項を削る。

（提案理由）

ゆうゆう下高井戸館の位置を変更する等の必要がある。